第明三治十種二五郵年便三物月認三可十一日

平成２２年（フ）第１３９号
広島県府中市高木町1766番地１、旧住所広島県府中市木野山町940番地の３
債務者　田原　規良
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月６日午後３時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１４６号
広島県福山市沼隈町大字常石2004番地、旧住所広島県福山市沼隈町大字常石652番地４
奥江団地10号館101
債務者　宮崎みよ子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午後３時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８２号
岡山県美作市明見163番地23
債務者　人見　詳子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２２３号
青森県上北郡横浜町字吹越54番地640
債務者　橘　　貴弘
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
青森市長島２丁目７番７号
債務者　船水　博俊
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
川崎市中原区小杉陣屋町２丁目２番19号
債務者　前田カヅミ
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
川崎市川崎区浜町２丁目３番４号　美原荘203
債務者　西村　勝美
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
東京都昭島市松原町１丁目13番３―506号
債務者　島崎　剛毅
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８１号
川崎市宮前区宮崎128番地３　ライムハイツ102
債務者　柳生　義方
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
島根県浜田市下府町1006番地２　67
債務者　立川　和宏
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２８号
島根県邑智郡邑南町戸河内477、住民票上の住所島根県邑智郡邑南町阿須那429番地
債務者　酒井　義恵（旧姓光吉）
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６１号
沖縄県沖縄市南桃原１丁目７番11号、住民票上の住所沖縄県沖縄市照屋４丁目18番25号
債務者　仲宗根リエ子（旧姓津波古）
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２１５号
静岡市清水区高橋４丁目１番13号　レジデンス一本木202
債務者　油井　　勇
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６号
静岡市駿河区高松2235番地の１
債務者　小野瀬弘美
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部